

甲賀市入札不調における随意契約事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント業務委託等(以下「建設工事等」という。)の一般競争入札及び指名競争入札(以下「入札」という。)における不落に伴う随意契約の移行手続について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「不落」とは、3回目(2回目の入札状況から3回目の入札が困難であると入札執行者が判断した場合は、2回目)の入札を行ったにもかかわらず最低価格が予定価格に達せず、入札が成立しないことをいう。

(不落随意契約への移行基準)

第3条 建設工事等の入札において、不落となった場合に随意契約に移行できる基準は次に掲げるとおりとする。

(1) 最低価格と予定価格との差額が予定価格の5%以下であるとき。

(2) 入札執行者が入札状況から随意契約が可能であると認めたとき。

(随意契約の協議相手の候補者等)

第4条 前条の基準を満たす不落においては、直近の入札における最低価格の応札者から見積書を徴取することとする。ただし、最低価格の応札者が随意契約を希望しない場合は、この限りでない。

2 最低価格の応札者から見積もりを徴取する場合は、次のいずれかの方法により行うものとする。この場合において、見積徴取の回数は、2回を限度とする。

(1) 最低価格応札(以下「1番札」という。)の者及び次順位(以下「2番札」という。)の者がそれぞれ1者の場合は、1番札の者のみから見積徴取するものとする。

(2) 1番札の者が複数の場合は、1番札の全者から見積徴取するものとする。

(3) 1番札の者が見積徴取を辞退した場合は、2番札の者から見積徴取するものとする。また、2番札の者が複数の場合は、全者から見積徴取するものとする。なお、2番札の者も見積徴取を辞退した場合は取止めとする。

3 前項の見積徴取の結果、契約の相手方が決定しないときは、最低価格の応札者から見積内訳書の提出を求め、設計内容の見直しを行った上で、一般競争入札の

再起工手続き、入札方式の変更又は業者の指名選定替えにより対応するものとする。

付 則

この要領は、令和3年4月1日から施行し、同日以降に入札公告するものから適用する。